

## 建築物衛生管理法とは…

### 【建築物における衛生的環境の確保に関する法律】

多数の人が使用・利用するビルなどの建築物は大型化・気密化が急速に進められるなか、ビル内環境を一定の快適な状態に保つため、環境衛生上必要な事項を定めることにより、人々の安全と健康を守ることを目的としている。

建築物衛生管理法とは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律の略称であるが、この法律は建築物の維持管理に関して空気環境、給排水や清掃など、衛生面での環境を確保することを目的として昭和45年に制定、施行されました。さらに、昭和55年に改正され、いわゆるビルメンテナンス業6業種の都道府県知事登録制度が定められたのが、平成13年の改正により、6業種から8業種となった。

## 建築物衛生管理法のあらまし

建築物衛生管理法の主な内容は次のとおり。

一定の規模や用途を持った建築物を特定建築物とする。

特定建築物の所有者など維持管理について権原を有する者(特定建築物維持管理権原者)は、空気環境の調整・給排水の管理や清掃などこの法律の政令第2条で定める建築物環境衛生基準に従って、特定建築物の維持管理をしなければならない。

特定建築物の所有者等は、特定建築物に関する各種の届出を行い、建築物環境衛生管理技術者(いわゆるビル衛生管理技術者)を選任しなければならない。

建築物における衛生的環境の確保に関する事業(ビルメンテナンス業)の都道府県知事への登録について定めている。

この法律の規則第4条の3では、日常行う清掃のほか、建築物全体の環境衛生状態を良好にするため、清掃を6ヶ月以内に1回、定期的かつ統一的に行わなければならないとし、また、定められた技術上の基準に従い清掃や掃除用機器と汚物処理施設の維持管理に努めなければならないとしている。

## ビルメンテナンス業の登録制度

ビルの増加に伴いビルメンテナンスを業とする者が増加したことから、これからの事業者の資質の向上、従事者の技術技能の向上を図るため、昭和55年に改正された建築物衛生管理法に、ビルの空気環境、給排水や清掃などの衛生的環境を保持するための業として6業種の登録制度がもうけられていた。さらに平成13年の法改正により登録業種の拡充(空気調用ダクト清掃業、排水管清掃業の追加)と登録要件の変更(「一般管理業」の「総合管理業」への変更)等が行われ8業種の登録制度となった。また、建築物総合管理業は清掃、空気環境の測定や水質検査などと併せて給排水の管理も行うこととなり、これまでの一般管理業の業務に日常的な設備管理業務が加えられた。

### 【登録制度の内容】

登録にかかわる主な内容は次のとおり。

都道府県知事の登録制度である。

登録できるための条件としては、一定の人的要件と物的要件及びその他要件の登録基準を満たすことが必要である。

登録の有効期限は6年である。

### 【人的要件としての従事者研修】

1号及び8号登録に必要な人的要件の一つである清掃業の従事者の研修については、従事者研修の指定団体である(社)全国ビルメンテナンス協会が各企業の従事者研修指導者に対して講習を行い、その講習を修了した者がそれぞれの登録事業所の作業従事者に対して研修を行う方式をとっている。

又、当協会ではこれと平行して年数回、教育情報委員会による集合教育を実施している。